様式（第９条関係）

審議結果

次の審議会等を下記のとおり開催した。

|  |  |
| --- | --- |
| 審議会等の名称 | 令和6年度第1回益田市介護保険運営協議会 |
| 開催日時 | 令和6年7月31日（水）　13：30から15：10 |
| 開催場所 | 大会議室 |
| 出席者 | 別紙名簿のとおり【出席者】田中委員、山鳥委員、梶浦委員、内藤委員、齋藤委員、松本委員、間庭委員、澤江委員、村中委員、三浦委員、齋藤委員、桒原委員、藤原委員、増野委員、東部地域包括支援センター、中部地域包括支援センター、西部地域包括支援センター、美都地域包括支援センター、匹見地域包括支援センター【事務局】小林高齢者福祉課長、大﨑高齢者福祉課長補佐、高森高齢者福祉課長補佐、豊田事業者指導係長、鎌谷地域包括推進係長、木束地主任主事、工藤主任社会福祉士、琴野副主任主事、竹森主任主事【欠席者】野村委員、坪内委員、渡辺委員 |
| 議題 | 令和6年度第1回益田市介護保険運営協議会【報告】公開第8期老人福祉計画及び介護保険事業計画の実績について【議事】公開1. 地域包括支援センターの人員基準の緩和に係る条例改正について

（２） 地域包括支援センターのR5事業報告及びR6事業計画について（３） 地域包括支援センターの介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの委託について（４）介護予防支援事業所の指定について |
| 公開・非公開の別 | 公開 |
| 非公開の理由 |  |
| 傍聴人の数 | 1人 |
| １　あいさつ |  |
| ２　委員紹介 |  |
| ３　審議経過【事務局】報　告【事務局】 | 事務局案により、田中会長、間庭副会長の選任第8期老人福祉計画及び介護保険事業計画の実績について（資料1、資料2を説明）安否確認体制づくり、認知症施策の推進、介護人材確保の点を主に説明。 |
| 　議　事【事務局】 | ①地域包括支援センターの人員基準の緩和に係る条例改正について（資料3を説明）地域包括支援センターの職員配置基準を柔軟化する介護保険法が改正され令和6年4月1日に施行された。益田市においても令和6年6月28日付で条例改正を行った。益田市では5圏域で包括支援センターを設置しており、常勤換算方法による職員配置を可能とすることについて審議をいただきたい。 |
| 【議長】 | 全員一致で承認。 |
| 【事務局】【地域包括支援センター】 | ②地域包括支援センターのR5事業報告及びR6事業計画について（資料4関連を説明）各地域包括支援センターの管理者からR5事業報告とR6事業計画について説明を行い内容について審議をいただきたい。 |
| 【委員】 | 人材不足と各機関との連携を図ることの難しさを業務上感じることがあり危機感を抱いている。人員基準の緩和を図っても人材不足の問題が解決されるわけではないので、抜本的な体制の見直しが必要に時期になってくるのではないか。日常生活圏域の見直しや業務の集約を検討してもよいのではないか。 |
| 【事務局】 | 益田市の5つの日常生活圏域に地域包括支援センターを設置することを目標に掲げ十数年前から取り組みを進めてきたが、現在の情勢と差異がでてきているので、改めて圏域の見直しや、地域包括支援センターの運営体制など考えを見直しする必要がでてくる。第10期の計画に向けて委員のみなさまの意見を参考にしながら議論を進めていきたいと考える。 |
| 【委員】 | 東部地域包括支援センターのフレイル予防活動で男性の参加者が多かったと報告があったが、高齢男性は社会的役割を喪失し孤立になりやすい傾向があるが、参加をした方の身体的以外の効果があったか聞いてみたい。 |
| 【東部地域包括支援センター　管理者】 | 男性の参加者は地区の役員だったため、自然と男性の参加が多くなった。ただ、地域の集まりに定期的に出席することが地域とのつながりを継続させて生活をおくることが可能になっている。 |
| 【議長】 | 全員一致で承認 |
| 【事務局】 | ③地域包括支援センターの介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの委託について（資料5を説明） |
|  | 地域包括支援センターから委託をする事業所の選定はこの会議で行っており、今後事業所が増えることがあれば、必要なケアマネジメントを行うためにも、例年通り随時田中会長に意見をもらい承認を受け、次回の会議で報告する手法としたい。 |
| 【議長】 | 全員一致で承認 |
| 【事務局】 | ④介護予防支援事業所の指定について（資料6を説明）令和6年4月に介護保険法の改正が行われ、居宅介護支援事業所も市町村からの指定を受ければ、介護予防支援を行うことができるようになった。今後事業所からの申請がある場合は、地域包括支援センターから委託されている事業所であれば実績もあるため指定を行っていくことを審議いただきたい。 |
| 【委員】 | 申請をした事業所があったか。 |
| 【事務局】 | 現時点で申請があった事業所はない。 |
| 【議長】 | 全員一致で承認 |
| 問合せ先 | 福祉環境部　高齢者福祉課　電話　0856-31-0682 |